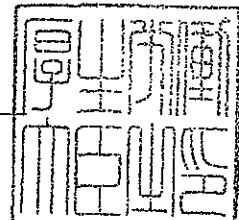


厚生労働省発食安第0123010号
平成20年1月23日

薬事・食品衛生審議会
会長 望月正隆 殿

厚生労働大臣 外添要



諮問書

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

次に掲げる農薬の食品中の残留基準設定について

メフェナセット

平成20年4月7日

薬事・食品衛生審議会

食品衛生分科会長 吉倉 廣 殿

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会

農薬・動物用医薬品部会長 大野 泰雄

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会

農薬・動物用医薬品部会報告について

平成20年1月23日厚生労働省発食安第0123010号をもって諮問された、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づくメフェナセットに係る食品規格（食品中の農薬の残留基準）の設定について、当部会で審議を行った結果を別添のとおり取りまとめたので、これを報告する。

(別添)

メフェナセット

1. 品目名：メフェナセット (Mefenacet)

2. 用途：除草剤

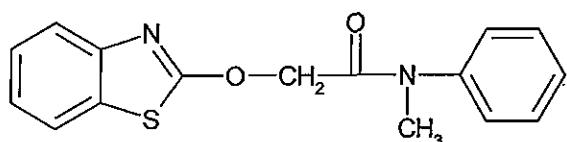
ベンゾチアゾリルオキシアセトアニリド系除草剤である。作用機構としては、根部先端の成長点および地上部成長点での脂肪酸合成に作用して植物の生育を停止させると考えられている。

3. 化学名：

2-benzothiazol-2-yloxy-N-methylacetanilide (IUPAC名)

2-(2-benzothiazolyloxy)-N-methyl-N-phenylacetamide (CAS名)

4. 構造式及び物性



分子式 C₁₆H₁₄N₂O₂S

分子量 298.36

水溶解度 5.2mg/L

分配係数 log₁₀Pow=3.23 (21°C)

(メーカー提出資料より)

5. 適用病害虫の範囲及び使用方法

本薬の適用病害虫の範囲及び使用方法は以下のとおり。

製剤名となっているものについては、今回農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づく適用拡大申請がなされたものを示している。

(1) 12.0%メフェナセット・3.0%テフリルトリオン粒剤

作物名	適用雑草名	使用時期	適用土壤	使用量	本剤の使用回数	使用方法	適用地帯
移植 水稻	水田一年生雑草 及び マツバイ ホタルイ ヘラオモダカ (北海道、東北)	移植後 5 日～ノビエ 2.5 葉期 ただし、移植後 30 日まで	砂壌土 ～埴土	1kg/10a	1 回	湛水 散布	北海道、北陸、九州
	ミズガヤツリ (北海道を除く) ウリカワ (東北を除く) ヒルムシロ (北陸を除く) セリ (九州を除く) クログワイ (東北) オモダカ (九州)		壤土～ 埴土				東北、関東・東山・東海、近畿・中国・四国

メフェナセットを含む農薬の総使用回数：2 回以内

テフリルトリオンを含む農薬の総使用回数：2 回以内

(2) 10.0%メフェナセット・4.5%ダイムロン・0.51%ベンスルフロンメチル粒剤

作物名	適用雑草・病変名	使用時期	適用土壤	使用量	本剤の使用回数	使用方法	適用地帯	ダイムロンを含む農薬の総使用回数
移植 水稻	水田一年生雑草及び マツバイ ホタルイ ウリカワ ヘラオモダカ ミズガヤツリ オモダカ クログワイ セリ ヒルムシロ コウキヤガラ (九州) アオミドロ・藻類による表層はく離	移植後 5~15 日 (ノビエ 2.5 葉期まで)	砂壌土~埴土 (減水深 2 cm/日以下)	1 kg /10a	1 回	湛水散布	北陸、関東・東山、東海の普通期及び早期栽培地帯、近畿・中国・四国の早期栽培地帯	3 回以内 (育苗箱散布は 1 回以内、本田では 2 回以内)
	移植後 5~15 日 (ノビエ 3 葉期まで)		近畿以西の普通期栽培地帯及び九州の早期栽培地帯					
直播 水稻	水田一年生雑草及び マツバイ ミズガヤツリ (近畿・中国・四国)	イネ 1 葉期~ ノビエ 2.5 葉期まで (但し、収穫 90 日前まで)	埴壌土~埴土 (減水深 1.5 cm/日以下)				北陸	2 回以内
			壌土~埴土 (減水深 1.5 cm/日以下)				近畿・中国・四国	
			砂壌土~埴土 (減水深 2 cm/日以下)				九州	

メフェナセットを含む農薬の総使用回数：2回以内

ベンスルフロンメチルを含む農薬の総使用回数：2回以内

(3) 10.0%メフェナセット・0.75%ベンスルフロンメチル粒剤

作物名	適用雑草・病害名	使用時期	適用土壌	使用量	本剤の使用回数	使用方法	適用地帯	メフェナセットを含む農薬の総使用回数	ベンスルフロンメチルを含む農薬の総使用回数
移植水稻	水田一年生雑草 及び マツバイ ホタルイ ウリカワ ヘラオモダカ ミズガヤツリ オモダカ クログワイ セリ ヒルムシロ エゾノサヤヌカグサ (北海道) シズイ コウキヤガラ (東北) アオミドロ・ 藻類による 表層はく離	移植後5~20日 (ノビエ2.5 葉期まで)	埴壤土~埴土 (減水深 2cm/日以下)	1 kg /10a	1回	湛水 散布	北海道	2回以内	2回以内

(4) 7.5%メフェナセット・1.5%シハロホップブチル・4.5%ダイムロン・0.51%ベンスルフロンメチル粒剤

作物名	適用雑草・病変名	使用時期	適用土壌	使用量	本剤の使用回数	使用方法	適用地帯	ダイムロンを含む農薬の総使用回数
移植水稻	水田一年生雑草及び マツバイ ホタルイ ウリカワ ミズガヤツリ ヘラオモダカ (北陸) クログワイ オモダカ ヒルムシロ セリ アオミドロ・藻類による表層はく離	移植後5日～ノビエ3葉期但し、移植後30日まで	砂壌土～埴土	1 kg /10a	1回	湛水散布	北陸、関東・東山・東海の普通期栽培地帯	3回以内 (育苗箱散布は1回以内、本田では2回以内)
	壤土～埴土		関東・東山・東海の早期栽培地帯					
			近畿・中国・四国、九州の普通期及び早期栽培地帯					
直播水稻	水田一年生雑草及び マツバイ ホタルイ ウリカワ (北陸、九州) ミズガヤツリ セリ (関東・東山・東海、近畿・中国・四国)	稻1葉期～ノビエ3葉期但し、収穫90日前まで	砂壌土～埴土			湛水散布又は無人ヘリコプターによる散布	北陸、関東以西	2回以内

メフェナセットを含む農薬の総使用回数：2回以内

シハロホップブチルを含む農薬の総使用回数：3回以内

ベンスルフロンメチルを含む農薬の総使用回数：2回以内

(5) 8.0%メフェナセット・1.5%イマゾスルフロン・18.0%ダイムロン・10.0%ピリブチカルブプロアブル

作物名	適用雑草・病害名	使用時期	適用土壤	使用量	本剤の使用回数	使用方法	適用地帯
移植 水稻	水田一年生雑草 及び マツバイ ホタルイ ウリカワ ミズガヤツリ (北海道を除く) ヘラオモダカ (東北) ヒルムシロ (北陸を除く) セリ アオミドロ・藻類 による表層はく離 (北陸を除く)	移植直後～ 移植後 20 日 (ノビエ 2.5 葉期まで)	砂壌土～埴土 (減水深 2 cm/日以下、 但し、砂壌土では 1.5 cm/日以下)	500mL/ 10a	1 回	原液湛水 散布又は 水口施用 (東北)	北海道
			砂壌土～埴土 (減水深 2 cm/日以下)				東北、北陸、 関東・東山・ 東海の普通期栽培地帯
			砂壌土～埴土 (減水深 2 cm/日以下、 但し、砂壌土では 減水深 1 cm/日以下)				関東・東山・ 東海の早期栽培地帯
			砂壌土～埴土 (減水深 1.5 cm/日以下)				近畿・中国・ 四国の普通期栽培地帯及び 九州の早期栽培地帯
			埴土～埴土 (減水深 1 cm/日以下)				近畿・中国・ 四国の早期栽培地帯
			砂壌土～埴土 (減水深 2 cm/日以下)				九州の普通期栽培地帯

メフェナセットを含む農薬の総使用回数：2回以内

イマゾスルフロンを含む農薬の総使用回数：2回以内

ダイムロンを含む農薬の総使用回数：3回以内（育苗箱散布は1回以内、本田では2回以内）

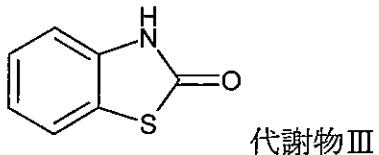
ピリブチカルブを含む農薬の総使用回数：2回以内

6. 作物残留試験

(1) 分析の概要

① 分析対象の化合物

- ・ メフェナセット
- ・ 2 (3H) -ベンゾチアゾロン (代謝物III)



② 分析法の概要

試料にアセトンを加えて振とう抽出して溶媒を留去し、ジクロロメタンに転溶、アセトニトリル／ヘキサン分配、シリカゲルカラムと C_{18} ミニカラム（またはフロリジルカラム）で精製し、代謝物IIIについてはさらにベンジル化した後に、ガスクロマトグラフ (NPD^{注)}) で定量する。

注) NPD: Nitrogen Phosphorus Detector (窒素リン検出器)

定量限界 メフェナセット : 0.01～0.02 ppm

代謝物III : 0.02～0.08 ppm

(2) 作物残留試験結果

水稻

水稻(玄米)を用いた作物残留試験(2例)において、4%粒剤を1回散布(4kg/10a)及び6%粒剤を1回散布(4kg/10a)したところ、散布後89、103日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。

メフェナセット : <0.01、<0.01 ppm

代謝物III : <0.04、<0.04 ppm

水稻(稻わら)を用いた作物残留試験(2例)において、4%粒剤を1回散布(4kg/10a)及び6%粒剤を1回散布(4kg/10a)したところ、散布後89、103日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。

メフェナセット : <0.02、<0.02 ppm

代謝物III : <0.08、<0.08 ppm

注1) 最大残留量：当該農薬の申請の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験（いわゆる最大使用条件下の作物残留試験）を実施し、それぞれの試験から得られた残留量。

（参考：平成10年8月7日付「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に関する意見具申」）

注2) 適用範囲内で実施されていない作物残留試験については、適用範囲内で実施されていない条

件を斜体で示した。

7. 魚介類への推定残留量

本農薬については水系を通じた魚介類への残留が想定されることから、農林水産省から魚介類に関する個別の残留基準の設定について要請されている。このため、本農薬の水産動植物被害予測濃度^{注1)}及び生物濃縮係数（BCF : Bioconcentration Factor）から、以下の通り魚介類中の推定残留量を算出した。

(1) 水産動植物被害予測濃度

水産動植物被害予測濃度については、本農薬が水田においてのみ使用されることから、水田PEC tier2^{注2)}を算出したところ、1.3ppbとなつた。

(2) 生物濃縮係数

本農薬はオクタノール水／分配係数 ($\log_{10}\text{Pow}$) が3.23であり、魚類濃縮性試験が実施されていないことから、BCFについては実測値が得られていない。このため、 $\log_{10}\text{Pow}$ から、相関式 ($\log_{10}\text{BCF} = 0.801\log_{10}\text{Pow} - 0.52$) を用いて116と算出された。

(3) 推定残留量

(1) 及び(2)の結果から、水産動植物被害予測濃度：1.3ppb、BCF：116とした。

$$\text{推定残留量} = 1.3\text{ppb} \times (116 \times 5) = 754\text{ppb} = 0.754\text{ ppm}$$

注1) 農薬取締法第3条第1項第6号に基づく水産動植物の被害防止に係る農薬の登録保留基準設定における規定に準拠

注2) 水田中や河川中での農薬の分解や土壤・底質への吸着、止水期間等を考慮して算出したもの。

注3) 既定の地表流出率、ドリフト率で河川中に流入するものとして算出したもの。

(参考：平成19年度厚生労働科学研究費補助金食品の安心・安全確保推進研究事業「食品中に残留する農薬等におけるリスク管理手法の精密化に関する研究」分担研究「魚介類への残留基準設定法」報告書)

8. ADIの評価

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、平成19年9月25日付け厚生労働省発食安第0925002号により食品安全委員会あて意見を求めたメフェナセットに係る食品健康影響評価について、以下のとおり評価されている。

無毒性量 : 0.7 mg/kg 体重/day
(動物種) ラット
(投与方法) 混餌
(試験の種類) 繁殖試験
(期間) 2 世代
安全係数 : 100
A D I : 0.007 mg/kg 体重/day

9. 諸外国における状況

J M P R における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。
米国、カナダ、欧州連合（E U）、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。

10. 基準値案

(1) 残留の規制対象

メフェナセット本体

作物残留試験において、メフェナセット及び代謝物Ⅲの分析が行われているが、代謝物Ⅲについては定量下限未満であることから、農産物の規制対象として代謝物Ⅲを含めないこととした。

また、水産物については魚介類への推定残留量を算出する際に得られた計算B C F および水産P E Cがメフェナセットのみを対象としていることから、水産物の規制対象をメフェナセットのみとすることとした。

なお、食品安全委員会によって作成された食品健康影響評価においては、暴露評価対象物質としてメフェナセットを設定している。

(2) 基準値案

別紙2のとおりである。

(3) 暴露評価

各食品について基準値案の上限まで又は作物残留試験成績等のデータから推定される量のメフェナセットが残留していると仮定した場合、国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大1日摂取量(TMD I)）のA D Iに対する比は、以下のとおりである。詳細な暴露評価は別紙3参照。

なお、本暴露評価は、各食品分類において、加工・調理による残留農薬の増減が全くないと仮定の下におこなった。

	TMD I / AD I (%) <small>注)</small>
国民平均	22.7
幼小児（1～6歳）	35.4
妊婦	21.1
高齢者（65歳以上）	22.3

注) TMD I 試算は、基準値案×摂取量の総和として計算している。

メフェナセット作物残留試験一覧表

農作物	試験圃 場数	試験条件				最大残留量 (ppm) 【メフェナセット／代謝物III】
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
水稻 (玄米)	2	4%粒剤 +6%粒剤	4kg/10a散布 +4kg/10a散布	1+1回	89日 103日	圃場A:<0.01/<0.04 (2回、89日) (#) 圃場B:<0.01/<0.04 (2回、103日) (#)
水稻 (稻わら)	2	4%粒剤 +6%粒剤	4kg/10a散布 +4kg/10a散布	1+1回	89日 103日	圃場A:<0.02/<0.08 (2回、89日) (#) 圃場B:<0.02/<0.08 (2回、103日) (#)

なお、食品安全委員会農薬専門調査会の農薬評価書「メフェナセット」に記載されている作物残留試験成績は、各試験条件における残留農薬の最高値及び各試験場、検査機関における最高値の平均値を示したものであり、上記の最大残留量の定義と異なっている。

農薬名

メフェナセット

(別紙2)

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米	0.05	0.1	○			<0.01(#), <0.01(#)
魚介類	0.8					

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

(別紙3)

メフェナセット推定摂取量 (単位: $\mu\text{g}/\text{人}/\text{day}$)

食品群	基準値案 (ppm)	国民平均 TMDI	幼小児 (1~6歳) TMDI	妊婦 TMDI	高齢者 (65歳以上) TMDI
米	0.05	9.3	4.9	7.0	9.4
魚介類	0.8	75.3	34.2	75.3	75.3
計		84.5	39.1	82.3	84.7
ADI比 (%)		22.7	35.4	21.1	22.3

高齢者及び妊婦については水産物の摂取量データがないため、国民平均の摂取量を参考とした。

TMDI : 理論最大1日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)

(参考)

これまでの経緯

- 昭和61年10月28日 初回農薬登録
平成19年 8月29日 農林水産省より厚生労働省へ基準設定依頼（魚介類）
平成19年 9月25日 厚生労働大臣から食品安全委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成19年 9月27日 第208回食品安全委員会（要請事項説明）
平成19年10月19日 第16回農薬専門調査会総合評価第二部会
平成19年12月19日 第33回農薬専門調査会幹事会
平成20年 1月10日 食品安全委員会における食品健康影響評価（案）の公表
平成20年 3月 3日 薬事・食品衛生審議会へ諮問
平成20年 3月 4日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会
平成20年 3月13日 第230回食品安全委員会（報告）
平成20年 3月13日 食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知

●薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

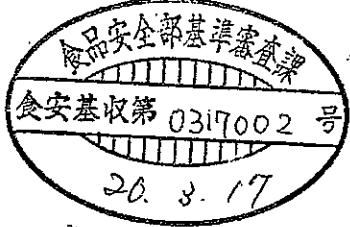
青木 宙	東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科教授
井上 松久	北里大学副学長
○ 大野 泰雄	国立医薬品食品衛生研究所副所長
尾崎 博	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
加藤 保博	財団法人残留農薬研究所理事
斎藤 貢一	星薬科大学薬品分析化学教室准教授
佐々木 久美子	国立医薬品食品衛生研究所客員研究員
志賀 正和	元独立行政法人農業技術研究機構中央農業総合研究センター虫害防除部長
豊田 正武	実践女子大学生活科学部生活基礎化学研究室教授
米谷 民雄	国立医薬品食品衛生研究所食品部長
山内 明子	日本生活協同組合連合会組織推進本部 本部長
山添 康	東北大学大学院薬学研究科医療薬学講座薬物動態学分野教授
吉池 信男	独立行政法人国立健康・栄養研究所研究企画評価主幹
鰐渕 英機	大阪市立大学大学院医学研究科都市環境病理学教授

(○ : 部会長)

答申（案）

メフェナセット

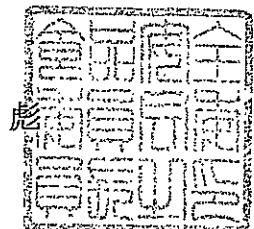
食品名	残留基準値 ppm
米	0.05
魚介類	0.8



府 食 第 281 号
平成 20 年 3 月 13 日

厚生労働大臣
舛添 要一 殿

食品安全委員会
委員長 見上



食品健康影響評価の結果の通知について

平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701015 号及び平成 19 年 9 月 25 日付け厚生労働省発食安第 0925002 号をもって貴省から当委員会に意見を求められたメフェナセットに係る食品健康影響評価の結果は下記のとおりですので、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 23 条第 2 項の規定に基づき通知します。

なお、食品健康影響評価の詳細は別添のとおりです。

記

メフェナセットの一日摂取許容量を 0.007 mg/kg 体重/日と設定する。

農薬評価書

メフェナセツト

2008年3月

食品安全委員会

目 次

	頁
○ 審議の経緯.....	3
○ 食品安全委員会委員名簿.....	3
○ 食品安全委員会農薬専門調査会専門委員名簿.....	4
○ 要約.....	5
 I. 評価対象農薬の概要.....	6
1. 用途.....	6
2. 有効成分の一般名.....	6
3. 化学名.....	6
4. 分子式.....	6
5. 分子量.....	6
6. 構造式.....	6
7. 開発の経緯.....	6
 II. 安全性に係る試験の概要.....	7
1. 動物体内運命試験.....	7
(1) 血中濃度推移.....	7
(2) 排泄①.....	7
(3) 排泄②.....	8
(4) 体内分布.....	8
(5) 代謝物同定・定量①.....	8
(6) 代謝物同定・定量②.....	8
(7) 慢性毒性試験供試ラットにおける血液及び臓器中の残留.....	9
(8) 各種臓器 S-9 及びミクロソーム <i>in vitro</i> 系における代謝試験.....	9
2. 植物体内外運命試験.....	9
(1) 水稲①.....	9
(2) 水稲②.....	10
(3) 水稲③.....	10
3. 土壤中運命試験.....	11
(1) 好気的湛水土壤中運命試験①.....	11
(2) 好気的湛水土壤中運命試験②.....	12
(3) 土壤中運命試験(好気的及び嫌気的条件)①.....	12
(4) 土壤中運命試験(好気的及び嫌気的条件)②.....	12
(5) 土壤吸着試験.....	13
(6) 土壤カラムリーチング試験.....	13
4. 水中運命試験.....	13
(1) 加水分解試験①.....	13
(2) 加水分解試験②.....	14

(3) 水中光分解試験.....	14
5. 土壌残留試験.....	15
6. 作物等残留試験.....	15
(1) 作物残留試験.....	15
(2) 魚介類における最大推定残留値.....	15
7. 後作物残留試験.....	16
8. 一般薬理試験.....	16
9. 急性毒性試験.....	17
10. 眼・皮膚に対する刺激性及び皮膚感作性試験.....	19
11. 亜急性毒性試験.....	19
(1) 28日間亜急性毒性試験(ラット).....	19
(2) 90日間亜急性毒性試験(ラット).....	20
(3) 28日間亜急性毒性試験(マウス).....	21
(4) 90日間亜急性毒性試験(マウス).....	22
(5) 90日間亜急性毒性試験(イヌ).....	23
(6) 21日間亜急性経皮毒性試験(ウサギ).....	23
(7) 90日間亜急性神経毒性試験(ラット).....	24
12. 慢性毒性試験及び発がん性試験.....	24
(1) 6ヶ月間慢性毒性試験(ラット).....	24
(2) 6ヶ月間慢性毒性試験(マウス).....	25
(3) 1年間慢性毒性試験(イヌ).....	26
(4) 2年間慢性毒性/発がん性併合試験(ラット).....	26
(5) 2年間慢性毒性/発がん性併合試験(マウス).....	27
13. 生殖発生毒性試験.....	28
(1) 2世代繁殖試験(ラット).....	28
(2) 発生毒性試験(ラット).....	29
(3) 発生毒性試験(ウサギ).....	30
14. 遺伝毒性試験.....	30
15. その他の毒性試験.....	30
(1) 単回経口投与後のラットにおける血液学的所見.....	30
(2) メトヘモグロビン及びスルフヘモグロビン形成作用.....	32
(3) メフェナセットとその類似市販農薬等のメトヘモグロビン形成能の比較検討.....	32
(4) 肝ミクロソーム酵素誘導試験.....	32
 III. 食品健康影響評価.....	33
別紙1:代謝物/分解物略称.....	36
別紙2:検査値等略称.....	37
参照.....	38

<審議の経緯>

清涼飲料水関連

1986年 10月 28日 初回農薬登録
2003年 7月 1日 厚生労働大臣より清涼飲料水の規格基準改正に係る
食品健康影響評価について要請（厚生労働省発食安第
0701015号）（参照1）
2003年 7月 3日 同接受
2003年 7月 18日 第3回食品安全委員会（要請事項説明）（参照2）
2003年 10月 8日 追加資料受理（参照3）
（メフェナセットを含む要請対象93農薬を特定）
2003年 10月 27日 第1回農薬専門調査会（参照4）
2004年 1月 28日 第6回農薬専門調査会（参照5）
2005年 1月 12日 第22回農薬専門調査会（参照6）

魚介類の残留基準設定関連

2007年 8月 29日 農林水産省より厚生労働省へ基準設定依頼（魚介類）
2007年 9月 25日 厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評
価について要請（厚生労働省発食安第0925002号）、
同接受（参照7~63）
2007年 9月 27日 第208回食品安全委員会（要請事項説明）（参照64）
2007年 10月 19日 第16回農薬専門調査会総合評価第二部会（参照65）
2007年 12月 19日 第33回農薬専門調査会幹事会（参照69）
2008年 1月 10日 第221回食品安全委員会（報告）
2008年 1月 10日 より 2月 8日 国民からの御意見・情報の募集
2008年 3月 12日 農薬専門調査会座長から食品安全委員会委員長へ報告
2008年 3月 13日 第230回食品安全委員会（報告）
（同日付け厚生労働大臣に通知）

<食品安全委員会委員名簿>

(2006年6月30日まで)	(2006年12月20日まで)	(2006年12月21日から)
寺田雅昭（委員長）	寺田雅昭（委員長）	見上彪（委員長）
寺尾允男（委員長代理）	見上彪（委員長代理）	小泉直子（委員長代理*）
小泉直子	小泉直子	長尾拓
坂本元子	長尾拓	野村一正
中村靖彦	野村一正	畠江敬子
本間清一	畠江敬子	廣瀬雅雄**
見上彪	本間清一	本間清一

* : 2007年2月1日から

** : 2007年4月1日から

<食品安全委員会農薬専門調査会専門委員名簿>

(2006年3月31日まで)

鈴木勝士（座長）	小澤正吾
廣瀬雅雄（座長代理）	高木篤也
石井康雄	武田明治
江馬 真	津田修治*
太田敏博	津田洋幸

出川雅邦
長尾哲二
林 真
平塚 明
吉田 緑

* : 2005年10月1日から

(2007年3月31日まで)

鈴木勝士（座長）	三枝順三
廣瀬雅雄（座長代理）	佐々木有
赤池昭紀	高木篤也
石井康雄	玉井郁巳
泉 啓介	田村廣人
上路雅子	津田修治
臼井健二	津田洋幸
江馬 真	出川雅邦
大澤貫寿	長尾哲二
太田敏博	中澤憲一
大谷 浩	納屋聖人
小澤正吾	成瀬一郎
小林裕子	布柴達男

根岸友恵
林 真
平塚 明
藤本成明
細川正清
松本清司
柳井徳磨
山崎浩史
山手丈至
與語靖洋
吉田 緑
若栗 忍

(2007年4月1日から)

鈴木勝士（座長）	佐々木有
林 真（座長代理*）	代田眞理子****
赤池昭紀	高木篤也
石井康雄	玉井郁巳
泉 啓介	田村廣人
上路雅子	津田修治
臼井健二	津田洋幸
江馬 真	出川雅邦
大澤貫寿	長尾哲二
太田敏博	中澤憲一
大谷 浩	納屋聖人
小澤正吾	成瀬一郎***
小林裕子	西川秋佳**
三枝順三	布柴達男

根岸友恵
平塚 明
藤本成明
細川正清
松本清司
柳井徳磨
山崎浩史
山手丈至
與語靖洋
吉田 緑
若栗 忍

* : 2007年4月11日から

** : 2007年4月25日から

*** : 2007年6月30日まで

**** : 2007年7月1日から

要 約

酸アミド系除草剤である「メフェナセット」（CAS No. 73250-68-7）について、各種試験成績等を用いて食品健康影響評価を実施した。

評価に供した試験成績は、動物体内運命（ラット）、植物体内運命（稻）、土壤中運命、水中運命、土壤残留、作物残留、急性毒性（ラット及びマウス）、亜急性毒性（ラット、マウス及びイヌ）、慢性毒性（ラット、マウス及びイヌ）、慢性毒性/発がん性併合（ラット及びマウス）、2世代繁殖（ラット）、発生毒性（ラット及びウサギ）、遺伝毒性試験等である。

試験結果から、メフェナセット投与による影響は、主に血液及び脾臓に認められた。発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。

各試験で得られた無毒性量の最小値は、ラットを用いた2世代繁殖試験の0.7 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.007 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量（ADI）と設定した。

I. 評価対象農薬の概要

1. 用途

除草剤

2. 有効成分の一般名

和名：メフェナセット

英名：mefenacet (ISO名)

3. 化学名

IUPAC

和名：2-ベンゾチアゾール-2-イルオキシ-N-メチルアセトアニリド

英名：2-benzothiazol-2-yloxy-N-methylacetanilide

CAS (No. 73250-68-7)

和名：2-(2-ベンゾチアゾリルオキシ)-N-メチル-Nフェニルアセトアミド

英名：2-(2-benzothiazolyloxy)-N-methyl-N-phenylacetamide

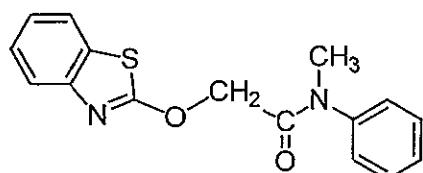
4. 分子式

C₁₆H₁₄N₂O₂S

5. 分子量

298.36

6. 構造式



7. 開発の経緯

メフェナセットは、1977年に日本特殊農薬製造株式会社（現バイエルクロップサイエンス株式会社）により開発された酸アミド系除草剤であり、その作用機構は主に根部先端の生長点及び地上部生長点での超長鎖脂肪酸生合成阻害によるものと考えられる。メフェナセットは、海外では韓国及び台湾で登録されている。

我が国では 1986 年に水稻を対象に初回農薬登録されており、今回、魚介類への残留基準の設定が申請されている。